

新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン⑭

福島東稜高等学校

1 方針

令和3年11月22日に文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22 Ver.7）」通知を踏まえ、これまでのガイドラインを加除訂正いたしました。

生徒の教育を受ける権利を保障するため、本校としても感染症対策を徹底し、持続的な学校運営に努めます。ご家庭における感染症予防対策および生徒の健康観察の記録についてもご協力願います。

今後、県内や県北地域の状況が急変した場合には福島県の衛生主管部局（保健所等）と十分相談の上、臨時休業（休校）措置を講じることもあります。

2 内容

(1) 学校現場における「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を極力さけるようにします。

- ①換気の悪い密閉空間にしないための換気を徹底します。
- ②多くの人が手の届く距離に集まらないよう配慮します。
- ③近距離での会話や大声での発声をできるだけ抑えるよう指導します。

(2) 感染源を絶つ

- ①家庭での毎朝の検温および風邪症状について記録し、健康状態を把握してください。
発熱等の風邪の症状がある場合には、無理をせず医療機関を受診するとともに自宅での休養を徹底してください。
- ②この地域の感染レベルが「レベル3」及び「レベル2」となった場合、同居の家族に風邪症状が見られる場合も自宅で休養してください。
- ③家庭での検温ができなかった生徒及び教職員は保健室等にて検温及び風邪症状の確認します。発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者へ連絡し、医療機関を受診を促し、自宅にて休養するよう指示します。

(3) 感染経路を絶つ

- ①手洗い（30秒程度）やうがいを徹底するよう指導します。こまめな手洗い（水と石鹸で丁寧に）を推奨し、手を拭くタオルやハンカチは個人で用意することとし、共用しないように指導します。
- ②登校後や帰宅後はまず、手を洗うこと。下記に示す手洗いの6つのタイミングを徹底するよう指導します。
 - ア. 外から室内に入るとき
 - イ. 咳やくしゃみ、鼻をかんだとき
 - ウ. 昼食の前後
 - エ. 清掃活動の後
 - オ. トイレの後
 - カ. 共有のものを触ったとき
- ③外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用してください。登下校時についても、生徒同士が十分な距離が保てない場合は、マスクを着用するよう指導します。
ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換

気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をしたうえで、マスクを外すことを認めます。

- ④レベル3地域において、生徒との間隔は可能な限り2m（最低1m）空けることを原則としています。レベル1、2地域の場合は1mを目安にクラス内で最大限の間隔をとることを原則としています。これらはいくまでも目安であり、教室内等、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、其々の状況により柔軟に対応することが認められています。

⑤「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。

ア. 常時換気の方法

気候上可能な限り、常時換気に努めます。なお、窓を開ける幅は10cmから20cm程度を目安としますが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられるとされています。また、廊上の窓も開けること考えられます。

イ. 常時換気が困難な場合

常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にします。

ウ. 窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くなるように配慮します。

エ. 体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めます。

オ. エアコンを使用している部屋

エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を実施します。

カ. 冬季における換気の留意点

冷気が入りこむため窓を開けづらい時期ではありますが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるため、徹底して換気に取り組むことが必要とされています。気候上可能な限り、常時換気に努めます。（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にします）。

あ. 室温低下による健康被害の防止

換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、生徒に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応します。

また、室温が下がりすぎないように、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を經由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、気温変化を抑えるのに有効であるとされています。

い. 機器による二酸化炭素濃度の計測

十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、換気を目安として保護者会より寄贈いただいたCO₂モニターを活用しています。

⑥「密接」の場面への対応（マスクの着用）

学校教育活動においては、生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきと考えられています。ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や生徒の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応しています。

ア. 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ないとされています。

イ. 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）20が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すよう指導しています。

ウ. 体育の授業においては、マスク着用の必要はないとされています。ただし、十分な身体的距離がと

れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスク着用をすることも妨げないとされています。

⑦清掃・消毒について

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、ウイルスすべてを死滅させることは困難です。このため、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要であるとされています。

ア. 生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃しています。

イ. 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はないとされています。

ウ. 机・椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられています。

エ. トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃しています。特別な消毒作業は必要ないとされています。

オ. 清掃活動はマスクを着用して行い、清掃後は必ず石鹸を用いて手洗いをを行うよう指導します。

カ. 清掃器具・用具はなどの共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導します。

キ. 感染者が発生した場合の消毒は、保健所および学校薬剤師等と連携して消毒を行うが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液で消毒するとされています。物の表面についたウイルスの生存期間は約24～72時間くらいと言われており、消毒できない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置が考えられます。

⑧スクールバス（部活動後援会バス）運行に関して

ア. 定期的に窓を開けるようにします。

イ. 乗車前に検温確認を行い、発熱等の風邪症状がみられる場合には、乗車を見合わせるようにしています。

ウ. 過密乗車にならないよう配慮します。

エ. 乗車の際には、手洗いや咳エチケット等を徹底します。

オ. ドアノブ等の消毒を徹底します。

⑨アルバイト活動も感染リスクを負っており、重大な感染源の一つと考えられています。この状況におけるアルバイト活動は自身の健康のみならず、大切な家族や友人の健康にも深刻な影響を及ぼしかねません。地域の感染レベルが上がっている場合はできる限り自粛するよう指導します。

⑩各家庭においても、地域の感染レベルが上がっている場合は不要・不急な外出を避け、感染症予防へ協力願います。

(4) 抵抗力を高める

①十分な睡眠をとるようにしてください。

②適度な運動時間を確保するようにしてください。

③バランスの取れた食事を心がけるようにしてください。

(5) 保健管理体制を整える

①管理職と保健主事、養護教諭、学校医、学校薬剤師等の連携強化を図ります。

②清掃活動を徹底し、環境衛生を良好に保つようにします。

③感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行います。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には協力するようにしています。

(6) 出席停止等の扱いについて

- ①生徒の感染が判明した場合は学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取ります。
- ②生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合にも、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取る。なお、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して 2 週間と目安としています。なお、医師等の判断を優先します。
- ③生徒に発熱等の風邪の症状がみられるときは、医療機関の受診を促すとともに、その症状がなくなるまでは自宅での休養を徹底することとしています（レベル 3 及びレベル 2 の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とする）。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱います。
これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。
- ④保護者から感染が不安で欠席させたいと相談があった場合は、その事情をよく聴取し、本校で講じている感染症対策について十分説明させていただきます。その上で、生活圏において感染経路が不明な患者が急増に増えている地域で、同居家族や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由と校長が判断した場合は、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として取り扱います。
- ⑤学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該生徒を安全に帰宅させ、医療機関の受診を促すとともに、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。この場合、指導要録上は「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。

(7) 医療的ケアが日常的に必要な生徒等や基礎疾患等のある生徒について

①登校の判断

ア. 医療的ケアを必要とする生徒の状態は様々であるが、呼吸の障害等を持つ生徒や基礎疾患等のある生徒の場合は、重症化リスクが高いことを踏まえ、主治医の見解を保護者に確認した上、個別に登校の判断をします。

イ. 登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。また、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。

②学校教育活動における感染対策

上記①の生徒と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うよう努力します。また、校外活動等に際しては、これらの生徒の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意します。

(8) 新型コロナワクチンと学校教育活動について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的として、接種を受けることが勧められています。

ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていません。さらに、予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づき受けるべきこと、また、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導しています。

一方、医療機関等の校外実習を行う場合や部活動における大会参加など、何らかの理由で生徒等の予防接種歴を把握する必要が生じることも考えられます。その際には、情報を把握する目的を明確にし、

本人や保護者の同意を得ること、他の生徒等に知られることのないような把握の方法を工夫することなど個人情報としての取扱いに十分に留意して把握するようにします。もしくは、PCR検査等の結果を活用することも考えられています。その他、健康診断に伴う保健調査等として新型コロナワクチンの接種歴が把握される可能性があります、そのような場合にも同様に個人情報としての取扱いに十分に留意します。

(9) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように指導します。

(10) 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられています（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱（原則マスク着用）及び管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

【レベル3地域】

上記の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないように要請されています。緊急事態宣言の対象区域に属する地域における体育の授業内容については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行うようにします。

また、緊急事態宣言の対象区域に属する地域でも、運動時は、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用するよう指導します。

【レベル2地域】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討するよう要請されています。すなわち、これらの活動における、生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。この場合にも、（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討します。

その際には、以下の点にも留意します。

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- ・体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を検討・判断すること。

- ・体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。

【レベル1 地域】

上記の「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討します。その際には、レベル2地域における留意事項も、可能な範囲で参照します。

(11) 校内実習に関すること

学校内での実習や産業現場等学校外での実習を実施する際には、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に示す感染症対策を講じます。

- ①食物文化科の調理実習や看護科・看護専攻科等の校内実習については各家庭に協力を要請し、マスク着用を原則とします。また、実習内容の見直しを図りながら感染症拡大防止に努めます。
- ②共用の教材、教具、機器や設備などを適切に消毒します。
- ③共用の教材、教具、機器や設備などを触る前後で手洗い等を徹底します。
- ④事前に生徒の健康観察を行います。
- ⑤常時換気に努めます。
- ⑥実習（材料運搬や作業）においては教員・生徒同士の接触を極力避け、個人で使用する材料や道具の配布及び回収は、生徒個人が行うようにします。
- ⑦生徒同士の距離を可能な限り確保（概ね1～2メートル）し、対面とならないように配置します。
- ⑧空間を分割した少人数での活動を行ないようにします。
- ⑨生徒が近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に示す地域ごとの行動基準を参考としています。
- ⑩実習服やシーツ等の洗濯頻度を高めるようにします。

(12) 課外活動に関すること

課外活動とは学校において、正規の教育課程ほかに実施される活動のことで、具体的には部活動や課外授業などになります。したがって、実施にあたっては生徒や保護者の意向を十分に尊重し、任意参加を原則としています。

①部活動に関すること

この地域の感染状況に応じて以下のとおり取り組みます。

【レベル3 地域】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにします。

緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、その感染状況を踏まえ、他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する場合があります。また、部活動終了後に、生徒同士で食事をするのを控えるよう特に指導を徹底します。

【レベル2 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重に検討します。

【レベル1 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行うことができるとされています。

(全体を通じての留意事項)

- ア. 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意します。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導します。
 - イ. 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、部活動顧問や部活動指導員等が活動状況を確認するようにします。
 - ウ. 活動時間については本校部活動ガイドラインに基づき、平日は3時間程度、休日は4時間程度を原則とします。ただし、校外活動(対外試合や合宿等)はこの限りではありません。この地域の感染状況が悪化した場合、県等の衛生主管部局からの指示に基づき、活動時間の制限を設ける場合があります。
 - エ. 対外試合・遠征等については訪問先の感染状況を確認し、感染状況の悪化している地域への遠征は感染リスクが高いことから自粛するようにします。ただし、全国大会や東北大会等やむを得ない事情により往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底します。
 - オ. 活動にあたり、実施内容や方法を工夫します。体育館や教室など屋内で実施する部活動については、常時または定期的な換気を実施します。
 - カ. 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないよう指導します。
 - キ. 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けるようにします。
 - ク. 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じます。
 - ケ. 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動顧問のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じるようにしています。
 - コ. 部活動の実施に当たっては、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインを踏まえるようにしています。
 - サ. 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じます。
 - シ. 同じ部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底します。
 - ス. 部活動の実施に当たっては、地域の感染状況や当該部活動の活動内容等に応じ、感染リスクの高い活動について一時的に制限を設ける場合があります。
- ② 課外授業に関すること
- ア. 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、課外授業への参加を見合わせ、医療機関の受診を促すとともに、自宅で休養するよう指導します。
 - イ. 屋内で実施する課外授業については、常時または定期的な換気を実施します。

(13) 昼食時の注意

- ① 生徒および教職員全員が食事の前の手洗いを徹底するよう指導します。
- ② 会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう注意努力するよう指導します。
(例) 机を向かい合わせにしない、会話を控える等
- ③ 対面での飲食を避け、会話を控えることや室内の換気にも注意します。

(14) 図書館

学校図書館は、生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしている。図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、また生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組みます。

(15) 心のケアについて

クラス担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施や主幹教諭、教育相談支援員長、スクールカウンセラー等による支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応します。

(16) 学校行事の実施に関すること

それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて、感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり、延期したりする等の対応を行います。

- ①感染症予防の対策として、年間行事予定については実施の有無を検討し、延期や中止とします。
- ②校外活動（遠足）に関しては延期としてきましたが、感染症予防の観点から、生徒の健康や安全を最優先とし、今年度は中止とします。
- ③修学旅行については、その教育的意義や生徒の心情等を配慮し、中止ではなく年度末の3月に延期とし、検討中です。
- ④信夫山周走大会についても、感染症予防の観点から、生徒の健康や安全を最優先とし、今年度は中止とします。

(17) 休み時間に関すること

生徒の行動等をすべて把握することが困難なことから、生徒への感染症対策の考え方を十分理解させるよう指導します。

①レベル3・レベル2の地域

- ア. トイレ休憩については、混雑しないよう動線を示して実施するようにします。
- イ. 廊下で滞留しないよう、私語を慎むよう指導します。

②レベル1の地域

- ア. 徐々に制限を緩和します。
- イ. 会話をする際は、一定程度距離を保つよう指導します。
- ウ. お互いの身体が接触するような遊びは控えるよう指導します。

(18) 寄宿舎における感染症対策

①居室における感染症対策

- ア. 居室は定期的に窓を開けて換気を行うようにします。
- イ. 居室を2人以上の共用としている場合、居室内でも常時マスク着用を求めることは現実的ではないため、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避けるよう指導します。
- ウ. 自室以外の居室を訪れる際はマスクを着用するようにします。

②共用スペースにおける感染対策（基本的な考え方）

- ア. 飛沫感染を避けるため、共用スペースを利用する際はマスクを着用するようにします。
- イ. 換気をこまめに行うようにします。窓や換気装置のない場所では扇風機やサーキュレーターなどで空気の流れを作るよう努めます。
- ウ. 施設設備（食堂や浴室等）の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限するなど、密を避けるようにします。
- エ. 地域での流行状況や施設内での有症状者の発生状況などに応じて、共用スペースの利用そのものの使用制限も検討します。

③食堂

- ア. 食堂の使用前後に手洗いを行うよう指導します。
- イ. 食卓は座席の間隔をあけるようにします。その場合、座席の間隔は、机や床に印をつけるなどして視覚的にわかるように工夫します。

- ウ. 向かい合って着席しないように座席を配置します。
- エ. 大声での会話を控えるように指導します。
- オ. ビュッフェ形式は避けることが望ましいが、やむを得ない場合は、以下の点に留意します。
 - あ. 料理を取る前にアルコールで手指衛生を必ず行うよう指導します。
 - い. マスクを着用するよう指導します。
 - う. 料理のそばでは会話を控えるよう指導します。
 - え. 食事時間終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人が触った場所を消毒します。

④浴室

- ア. 脱衣所、浴室内で、大声で話さないように注意します。
- イ. 浴槽の使用にリスクはないため、使用自体を制限する必要はないとされています。
- ウ. 浴室・浴槽は通常どおりに清掃を行い、脱衣所の複数人が触った場所は消毒します。

⑤トイレ

- ア. 使用後は必ず流水・石けんでの手洗いを行い、手を拭くタオルは共用としないよう指導します。個人のタオルや、ペーパータオルを使用するようにします。
- イ. 定期的にドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所を消毒するようにします。

⑥その他

- ア. その他の共用設備(給水機、自動販売機など)や下駄箱、ドアノブなど複数の人が頻繁に触る部分は定期的な(1日数回)消毒を行うようにします。この場合、生徒等が自ら作業できるよう消毒液や拭き取りペーパーを備え付けるなどの工夫が考えられます。
- イ. 清掃を生徒等が行う場合は、掃除箇所ごとに密な環境にならないようにします。
- ウ. その他の平時の対策
 - あ. 管理者および居住者は1日1回以上体温測定と体調チェックを行い、その結果を記録・保管するようにしています。
 - い. 発熱や体調不良があるものは居室内(可能なら個室)に隔離します。ただし、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合、下記に示す「新型コロナウイルス感染症疑い例が発生した時の対応」に示す対応を行います。

⑦新型コロナウイルス感染症疑いが発生した時の対応

- ア. 発熱等の風邪症状がみられた場合には、仮にすぐに症状がおさまったとしても、主要症状(発熱や咳など)が消退した後2日を経過するまで、個室等に確保し、部活動や寮生活等の集団活動には参加しないようにします。また、体調不良者が同時に複数名以上(例えば3名以上)発生した場合には、教頭へ報告し、医療機関等に相談します。
- イ. 濃厚接触者を減らす目的で、個室に移動させます。
- ウ. 個室が確保できない場合は、本人及び同室者に常時マスクを着用させ、部屋の換気に努めます。1m以上の距離をとるようにし、会話や接触をできる限り避けるように指導します。
- エ. 疑いがある者は、できる限り共用スペースを使用しないようにし、使用する場合はほかの居住者と使用時間をさけ、使用前後に当該物品の消毒を行います。

(19) 臨時休業(休校)を実施した場合の対応

①学習指導に関すること

- ア. 生徒の学習を保障するため、オンライン等を用いて教科書に基づく家庭学習が円滑に進むよう、生徒の実態等に応じて、課題等を準備するようにします。
- イ. 家庭学習における課題等の準備にあたっては、短期的な課題作成から中長期的な課題作成まで検討すること。当面の間、2週間分の課題を作成することとします。
- ウ. 課題については感染症拡大予防のため、登校をさせずにメール添付や郵送にて配布することを原

則とします。

エ. 学習状況の確認のための登校日の設定については、地域における感染拡大の状況等を慎重に判断して実施します。

オ. ICT を活用したオンラインによる学習指導について、その効果が極めて高いことから、家庭の通信環境等について把握しながら、ICT 環境整備を進めております。

②生徒対応について

ア. 生徒の健康観察を適切に行う観点から、登校日を適切に設定します。家庭環境等に応じて、生活相談や健康相談等、心のケアに柔軟に対応します。

イ. 寄宿舎等で生活する生徒対応について

あ. 感染症予防に積極的に努め、こまめな手洗いやうがい、換気を徹底するよう指導します。

い. 抵抗力を高めるため、十分な睡眠時間確保や適度な運動時間の確保、バランスの取れた食事の指導を行います。その観点から、登校日を適切に設定して指導します。

う. 健康観察を毎日実施し、記録しています。

え. 保護者との連絡体制を強化し、生徒の状況について報告するようにしています。

お. 生活相談や健康相談等、寮生の心のケアに適切に努めます。

ウ. 諸事情により生徒を登校させる場合は、保護者の承諾を得るようにします。

エ. 生徒の健康保持の観点から、3つの密を避けつつ校庭や体育館等の施設開放も検討します。実施する場合は地域や生徒の実態を踏まえて対応します。

オ. 休校期間中においては、2週間に1回程度は生徒の健康状態を把握するようにします。生徒本人と直接電話で会話することや電子メール等の ICT 利用など、生徒の状況を適切に把握することに努めます。

カ. 生徒の心のケア等については出勤しているか在宅勤務であるかを問わず、積極的かつ速やかに取り組みます。

(20) 濃厚接触者の定義

(国立感染症研究所感染症疫学センター)

「濃厚接触者」とは、感染者の発症 2 日前から、手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と 15 分以上の接触があった者

今回、「濃厚接触者」に関わる「患者（確定例）」の感染可能期間の定義を変更。発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した 2 日前から隔離開始までの間とした。

「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

①患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者

②適切な感防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者

③患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

④その他：手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と 15 分以上接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染症を総合的に判断する）。

【根拠となる法令・通知等】

- 1 令和2年3月24日付文科次官通知
- 2 令和2年4月3日付福島県教育委員会通知および千葉県印西市教育委員会通知
- 3 令和2年2月6日付国立感染症研究所 感染症疫学センター
新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）
- 4 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）
（臨時休業）
第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。
- 5 令和2年4月6日付文科次官通知
- 6 令和2年4月15日付文科初等中等教育局健康教育・食育課通知
- 7 令和2年4月22日付国立感染症研究所 感染症疫学センター
- 8 令和2年4月23日付文科初等中等教育局健康教育・食育課通知
- 9 令和2年5月7日付文部科学省初等中等教育局・文化庁通知
- 10 令和2年5月15日付2教健第175号通知
- 11 令和2年5月22日付文部科学省通知
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～
- 12 令和2年5月25日付福島県教育委員会教育長通知
- 13 令和2年5月26日付環境省大臣官房環境保健部環境安全課・
厚生労働省健康局健康課通知
- 14 令和2年6月5日付文部科学事務次官通知
- 15 令和2年6月15日付文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課通知
- 16 令和2年8月6日付文部科学省通知
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.8.6 Ver.3）
- 17 令和2年9月3日付文部科学省通知
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.9.3 Ver.4）
- 18 令和3年2月12日付福島県教育委員会教育長通知
- 19 令和3年4月22日付福島県教育委員会教育長通知
- 20 令和3年4月28日付文部科学省通知
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.4.28 Ver.6）
- 21 令和3年11月22日付文部科学省通知
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.4.28 Ver.7）

※このガイドラインは令和3年11月29日策定のものであり、今後の状況変化により、変更することがある。